

健康保険証の経過措置終了について

2025年12月2日以降、従来の健康保険証が利用できなくなり、マイナ保険証による受診が基本となり、マイナ保険証を保有していない方は資格確認書を利用して受診する必要があります。

12月2日以降の各種証書の取り扱いについて、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 健康保険証

- ・2025年12月2日以降は利用できなくなりますので、健康保険証を保有されている方は各自で破棄してください。
- ・2025年12月1日までの経過措置期間内に、脱退する加入者については、当健保に返納してください。

在職中の方・・・勤務先の健保事務担当者様に提出（以下の各種届等も同様）

任継・特退の方・・・当健保に直接郵送等で提出（ 〃 ）

なお、経過措置終了後の12月2日以降は、経過措置期間中に資格喪失した加入者も含めて、返納の必要はありませんので、加入者様ご自身で破棄してください。

2. マイナ保険証

- ・マイナンバーカードを保有していない方は、まずはマイナンバーカードを取得してください。
 - ・マイナンバーカードを保有している方は、健康保険証の利用登録をご自身で行ってください。
- 医療機関等の顔認証付きカードリーダーやマイナポータル、セブン銀行の ATM 等から行うことができます。

健康保険証の利用登録をするには、マイナンバーを当健保に届出いただく必要がありますので、未届出の方は当健保に届出してください。

3. 資格確認書

- ・2024年12月2日以降に当健保に加入された方で、マイナ保険証を保有していない方については、資格確認書を交付しますので、在職者の被保険者の方は勤務先に申し出てください。被扶養者の方の分は、被保険者が確認して被扶養者届（扶養に入れるとき）の資格確認書発行要否欄の「発行が必要」にチェックをしてください。

任継・特退の方でマイナ保険証を保有していない方については、当健保が職権交付します。

- ・マイナ保険証を紛失等された方は「資格確認書（再）交付申請書」を提出していただければ交付します。
- ・マイナ保険証を保有している方が、資格確認書の交付を希望する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を当健保に提出してください。当健保が解除申請書を受理後に資格確認書を交付します。（注）マイナ保険証を保有しているが、利用する意向がない方や念のため持っておきたいという理由では交付できません。

利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」の画面に反映されるまで1～2か月かかる場合があります。

なお、利用登録解除をした後も、再度ご自身で利用登録を行えば、マイナ保険証として利用

できます。

- ・有効期限を経過した資格確認書は、ご自身で破棄してください。有効期限内に資格喪失や扶養認定を削除された場合は、当健保に返納してください。返納ができない場合は、滅失届を提出してください。

但し、加入者が資格喪失時等に自己破棄したことを事業主に申し出た場合、滅失届の提出は不要です。

4. 限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額認定証／高齢受給者証／特定疾病療養受領証

- ・マイナ保険証保有者の方には原則交付しませんが、資格確認書の交付を受けている方については交付します。

なお、限度額適用認定証は医療機関の窓口で資格確認書を提示すれば、口頭同意にて適用区分の確認が可能となりますので不要となります。

- ・交付済の限度額適用認定証等は、有効期限が経過したら当健保に返納してください。

以上